

よくある質問

Q1. 外国人でももらえるのか。

A1. 外国籍の方でも、令和5年10月1日時点、及び申請日時点で中野区に住民登録がある場合は、対象になります。

Q2. 基準日(令和5年10月1日)時点において中野区に住民登録はあるが、10月2日以降に区外へ転出した場合は、申請できるか。

A2. 申請日時点で、中野区に住民登録がない方は対象外となります。
※中野区より、価格高騰支援給付金(学齢児童生徒世帯支援)のご案内のお手紙がお手元に届いている場合でも、申請日時点で区外へ転出されている場合は、対象外です。

Q3. 令和5年10月2日以降に中野区に転入してきた場合は対象にならないのか。

A3. 基準日(令和5年10月1日)に中野区に住民登録がある世帯が対象となります。住民票の異動日が10月2日以降の場合は、対象外です。

Q4. 給付金はどのように受け取るのか。

A4. 申請書(請求書)に記載いただく、申請者名義の銀行口座に振り込みます。
※対象となるお子さんを養育し、同一生計関係である保護者が申請者となります。

Q5. 銀行振込み以外の方法で受給はできるか。

A5. 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、中野区学齢児童生徒世帯支援給付金コールセンター(03-6631-3918)までお問い合わせください。

Q6. 更新切れの免許証やパスポートでも本人確認書類として有効か。

A6. 有効期限内のものをご用意し、ご提出ください。

Q7. 氏名、生年月日、住所(令和5年10月1日時点の住所)の3点が1つに記載されている本人確認書類がありません。

A7. 2点の本人確認書類(公的機関が発行した証)をご提出ください。
例)健康保険証とガス・水道等の検針票

Q8. 給付金がもらえるのは、いつ頃になるか。

A8. 申請書(請求書)の記載内容を確認後、12月25日(予定)以降、順次、申請書(請求書)記載の銀行口座に振り込みます。

Q9. 投函後、(または申請フォームで提出後)に、申請書の記載誤りや提出書類の入れ忘れに気づいた場合、どうすればよいか。

A9. 申請書(請求書)の記載内容を確認後、後日、電子申請の場合はメール、郵送申請の場合は不備通知書をお送りします。お待ち頂き、届き次第再度の申請をお願いします。

Q10. 配達記録の残る方法、または速達で申請書を送りたいが可能か。

A10. 同封の返送用封筒の場合は、手数料はご自身の負担となります。
市販の封筒の場合は、手数料に加え、切手代もご自身の負担となります。

Q11. 不備があった際はどのような形で連絡がくるのか。

A11. 申請書、提出書類の再送が必要な場合は、電子申請の場合はメール、郵送申請の場合は不備通知書をお送りします。
再送が不要な場合はお電話で確認させていただきます。